

生産性向上特別措置法案に基づく導入促進基本計画の策定
及び市税条例の改正について1 背景と趣旨

国において、生産性向上特別措置法案に基づく税制支援等の先端設備等導入促進措置がされることから、本市では、これを活用して、市内中小企業者等が高性能で新しい設備を導入しやすい環境を確立し、地域経済の循環及び活性化につなげます。

そのために必要となる導入促進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定と市税条例の改正を実施します。

	中小企業者等に 先端設備等の導入を促す仕組み	税制支援	国の補助金 による支援
国が行うこと	生産性向上特別措置法の制定	地方税法の改正	予算措置等
市が行うこと	基本計画の策定	市税条例の改正 (3年間減税)	—

2 市が策定する基本計画について

(1) 策定理由

ア 市内中小企業者等が、生産性向上特別措置法案に基づく税制支援を活用できる環境を確立するために策定します。

イ 市の基本計画に沿って、先端設備等を導入する中小企業者等は、国の4つの補助金の優先採択の対象になります。

(2) 基本計画で定める事項

国から提示されている基本計画の協議書案に沿って策定するもので、次の事項について盛り込みます。基本計画には国の同意が必要です。

ア 先端設備等の導入の促進の目標

イ 先端設備等の種類

ウ 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

エ 計画期間

オ その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(3) 先端設備等の種類

下記のとおりで、生産性向上特別措置法案に定めるものと同じです。

ア 機械装置

イ 測定工具及び検査工具

ウ 器具備品

エ 建物附属設備（家屋と一体になって効用を果たすものを除く。）

オ ソフトウェア

3 市税条例の改正

基本計画に定める先端設備等であって、導入計画を策定し、市の認定を得て導入した償却資産に係る固定資産税については、新たに課税された年度から3年間、課税標準をゼロとします。(対象となる償却資産については、「6 税制支援」に記載。)

この内容の市税条例改正については、平成30年(2018年)4月18日開催の吹田市市税審議会において諮問し、可とする答申を得ています。

4 支援を受けることができる中小企業者等

(1) 対象者

中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)。大企業の子会社を除く。

(2) 中小企業者等が実施すること

ア 市の基本計画に沿って、商工会議所等の認定経営革新等支援機関と連携して、設備導入により労働生産性※が年平均3%以上向上する先端設備等導入計画(以下「導入計画」という。)を策定し、本市の認定を受けます。

※労働生産性とは、従業員1人あたりの付加価値額(売上金額からかかった費用等を差し引いたもの)。

イ 基本計画で定める先端設備等を導入します。

5 国の補助金による支援

(1) 対象補助金

市の基本計画策定等により、次の4つの補助金の優先採択の対象になります。

	補助金名	補助金の概要	補助上限額	補助率
ア	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	主に生産性の大幅な向上を図る設備投資を支援	1,000万円	1/2
イ	サービス等生産性向上IT導入支援補助金	IT導入による業務効率化や売上向上を支援	50万円	1/2
ウ	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が商工会議所と経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援	50万円	1/2
エ	戦略的基盤技術高度化・連携支援補助金	大学等と連携して行う研究開発、試作品開発等を最大で3年間支援	4,500万円	2/3

(2) 補助申請から審査、採択、交付決定まで

ア 補助金申請…平成30年度は平成30年(2018年)2月28日～6月4日

イ 審査と採択…6月頃実施

市税条例改正と基本計画策定の市の意向表明があれば、市内の中小企業者等の申請は、優先的な扱いで審査がされ、採択されやすくなります(優先採択)。

ウ 導入計画の策定と市の認定

市税条例改正と基本計画策定がされれば、中小企業者等は導入計画を策定し、市の認定を受けます。

エ 交付決定…7月以降

導入計画を策定し、市の認定を受けたことの確認後に交付決定がされます。

(3) 活用見込

平成30年度(2018年度)の補助金の審査において優先採択の対象となる見込みは、415者です。このうち、採択され、補助金の交付決定がされるのは121者程度と見込んでいます。

	補助金名	件数(者)
ア	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	12
イ	サービス等生産性向上IT導入支援補助金	325
ウ	小規模事業者持続化補助金	76
エ	戦略的基盤技術高度化・連携支援補助金	2
	合計	415

※過去の国の4つの補助金の申請件数と国の予算等から推測。

6 税制支援

固定資産税の課税標準を新たに課税された年度から3年間、ゼロに軽減します。

(1) 対象となる償却資産

基本計画に定める先端設備等のうち、導入計画を策定し、本市の認定を得て導入した償却資産であって、次の要件を満たすもの。

ア 共通要件

設備の性能が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備であり、生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。また、中古資産でないこと。

イ 償却資産ごとの要件(最低取得価格/販売開始時期)

(ア) 機械装置(160万円/10年以内)

(イ) 測定工具及び検査工具(30万円/5年以内)

(ウ) 器具備品(30万円/6年以内)

(エ) 建物附属設備(家屋と一体になって効用を果たすものを除く。)(60万円/14年以内)

(2) 活用見込

集中投資期間中(生産性向上特別措置法の施行日から平成33年(2021年)3月31日まで)の活用は12者、平成31年度(2019年度)～平成36年度(2024年度)にかけて、計2,880万円の減税を見込んでいます。

適用年度	減税額	備考
平成31年度	300万円	税制支援による税の減額は平成31年度分から適用
平成32年度	640万円	
平成33年度	900万円	税制支援の対象は平成33年3月31日取得分まで

平成 34 年度	660 万円	
平成 35 年度	320 万円	
平成 36 年度	60 万円	
合計	2,880 万円	

※中小企業等経営強化法の類似制度の活用実績等から推測。

※支援措置による税の減額分は、普通交付税で一部補填予定。

7 支援措置の活用パターン

中小企業者等が支援措置を活用する場合のパターンは3つです。

国の補助金 による支援	税制支援	想定事例
有	有	国の4つの補助金及び税制支援を活用
有	無	国の4つの補助金のみ活用（導入設備が最低取得価格未満等）
無	有	税制支援のみ活用（国の4つの補助金は不採択等）

8 当該制度の必要性

(1) 市内中小企業者の意向

地域経済復興室への支援要請や吹田商工会議所への相談、税理士事務所等への相談事例を把握しています。

(2) 吹田商工会議所からの要望

平成30年（2018年）3月7日付で基本計画の策定及び市税条例の改正を求める要望書の提出を受けています。

(3) 大阪府内市町村の動向

中小企業庁が行った特別措置法案における基本計画策定等に係るアンケート調査の結果によると、大阪府内の全市町村が、基本計画策定の意向については「法の施行にあわせ、速やかに策定する予定」としています。

(4) 本市の考え方

設備の更新に踏み出せない市内中小企業者を後押しするとともに、事業展開等を目指して設備投資を行おうとする市内中小企業者を積極的に支援でき、産業振興に寄与できますので、支援措置を早期に活用できる環境を確立する必要があります。

また、吹田市産業振興条例に掲げる産業振興に関する基本理念であります「事業者の自助努力及び創意工夫による取組」と「中小企業者の発展」につながります。

9 スケジュール

5月 市税条例の改正を5月定例会に提案予定。

7月（上旬）改正市税条例施行、基本計画策定。

（中旬）基本計画を国へ同意申請。

8月（上旬）基本計画の国の同意を得る。